

会 議 録

第20回定例会

開会 平成24年2月8日

教育委員会会議録

1 開 会 平成24年2月8日 午後1時30分

2 閉 会 平成24年2月8日 午後4時37分

3 出席委員

委員長	西池 氏裕
委員	水口 艶子
委員	佐藤 紘子
委員	佐藤 盛仁
委員	筒井 直典
委員(教育長)	福家 清司

1 出席者

副 教 育 長	原内 司
教 育 次 長	真鍋 孝之
教 育 次 長	高橋 博義
教 育 改 革 課 長	中村 章人
教 職 員 課 長	尾崎 好秋
福 利 厚 生 課 長	大竹美佐子
学 校 政 策 課 長	西浦 宏明
学 力 向 上 推 進 室 長	藤井伊佐子
教 育 文 化 政 策 課 長	湯浅 利彦
教 育 総 務 課 長	白井 俊
教 育 総 務 課 副 課 長	美保 洋祐

[開 会]

委員長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

委員長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

委員長 議案第64号、協議事項1、協議事項2を非公開として
差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項1 高校再編計画の骨子（案）について》

委員長 報告を求める。

教育改革課長 再編統合の概要を報告する。

〈質 疑〉

佐藤（盛）委員：三好市・東みよし町地域の骨子（案）の総合学科の内容に
「看護系の大学・専門学校等への進学」と書かれた背景を教えてください。

教育改革課長：地域協議会の議論の中で、看護師を養成できる学科ができない
かという要望があったが、看護科の設置には、看護教員の確保、看護研修
の実習施設の確保、外部講師の確保などの課題があったため、地域協議会
からの報告書の提案には入らなかった。県西部の高校生の進路の一つとし
て看護師を目指す生徒もおり、地域協議会とは別の協議会「三好教育振興
協議会」からも毎年度、三好郡・市への看護科設置の要望がある。地域と
して、「三好地域の子どもは、この地域の学校で教育し、この地域を支え
る人を育てる」というのが地域協議会の理念であり、三好地域で多様な教育
を展開できるよう、総合学科の中で、将来、看護師等の専門分野を目指し
ていくような教育課程を展開していきたいとの思い。

佐藤（盛）委員：地域の一番の要望というのは、「看護科を設置して欲しい」というところからはじまっているということはよくわかったが、総合学科はどういうコンセプトなのか、それが要望に十分応えられているのかを教えてください。

教育改革課長：今回の再編では、それぞれの学校が培ってきた教育を継承・発展していくというのが一つのコンセプト。辻高校については、現在は普通科のコース制であり、普通科教育に加えて、「情報科学コース」とか「福祉コース」とかの多様な教育を展開している。総合学科は、1年生のときは共通科目に加え、「産業社会と人間」で将来の進路とか、自分が進む職業とかを考える中で、2年生からは志望に沿ったカリキュラムを一人ひとりの生徒が組んでいく学科。

佐藤（盛）委員：総合学科の特色は、専門学科や普通科と比べてどういう位置づけなのか。

教育改革課長：総合学科は、平成6年度に制度化された学科。中学校の進路選択で高校卒業後に大学に進学する生徒は普通科の高校へ進学し将来の目標が明確な生徒は工業とか商業とかの専門学科に決める。自分の適性や興味を見極められていない生徒の選択肢の一つとして総合学科がある。総合学科は、普通科・専門学科に並ぶ第3の学科という位置づけで、本県では、平成9年度に城西高校、平成15年に新野高校と鳴門第一高校に設置している。

佐藤（盛）委員：総合学科は、多様な進路に対応する大切な学科であることは理解した。看護系の進学に対しては、まだ進路が決まっていない、これから目標を持つという生徒ではなく、看護に進みたいという明確な目標を持った生徒たちの要望に応えるということではないと思うが、総合学科の性格と相容れるものなのか。将来、正看として看護の道を進んで行く方の選択肢の一番にくるのか。

教育改革課長：生徒には、それぞれ個性・特性というのがあるので、選択肢の中の一つ。

佐藤（盛）委員：地域で本格的に将来、看護師に、正看になるという方は大学進学しかないとなると、地域に残らず出て行ってしまうことになるのか。

教育改革課長：辻校の総合学科で、基礎的な専門を学び、地域の病院で体験をして、将来、地域に戻ってきたいといったマインドを育成し、大学に行っても、地元に戻ってきて地域を支える人材が育っていければと考えている。

佐藤（盛）委員：本当に大事なものは、そこだと思う。出て行かない子どもを作

るのではなく、出ても帰ってくるような子どもを作る。出て行くだけの学力を付けてやる必要もあるし、その上で、帰ってくる子どもを作るというのも教育だと思う。今回の総合学科が、地域のニーズと子どもたちの要望に応えているのかということに対して、そこに行けば夢が叶う水準の教育を提供するくらいの気合いでやっていただきたい。学校を再編して、入学者が集められるから「成功」というのではなく、めざす進路に子どもたちを進めてやれる学校ができたということが大切なこと。子どもたちの夢を叶えられるようにソフト面を整えて欲しい。

委員長：「再編統合の概要」に書かれている最初の部分は非常に重要なポイントだと思うが、これを見ると、阿南地域と三好地域で大きく違っていることにすぐに気づく。阿南市地域は、「特色ある教育を展開することにより、地域の産業の発展に貢献できる人材を育成する。」三好地域は、「三好地域の子どもはこの地域の学校で教育し、地域の発展に貢献する人材を育成する。」と書かれている。この違いには理由があったと思うが、先ほどの話では、教育振興協議会から要望があったからとの発言があったが事実かどうか。それから、県教育委員会としては今度の再編にとって少子化以外に何を大きな目玉と考えたのか。

教育改革課長：平成18年3月に高校再編の方針が出ており、その方針を踏まえながら、地域の代表者の方に、教育の内容とか、設置学科とか、教育の理念等を検討いただき、地域の考え方を地域協議会の提言としていただいた。我々としても、この報告を踏まえて新しい学校づくりを進めていきたいと思っている。

委員長：地域の考え方を踏まえた上で、というのは非常に重要なことだと思うが、それと共に重要なのが、元々県の再編に対する理念がどうだったかということ。さらに、今後の情勢を踏まえて、理念をどう発展させていくのかというのが非常に重要だと思う。高校再編のやり方しだいでは、再編以前より良くなるのが十分ある。良い例として、徳島科学技術高校の成果は非常に大きい。先ほど、佐藤委員の話にあったが、入学者の確保ではなく、良い出口を作ってあげるための再編でなければいけない、そのための理念はどうあるべきかという観点から、是非、再編は進めていただきたい。地域の方々の声を聞くことも大事だが、将来の出口を見据えたシステムを作ってやれるのは我々の仕事と思う。そのあたりを理念として考えて、進めていただけるようお願いしたい。

委員長

報告事項1を了承する旨を告げる。

《議案第60号 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について》

委員長 説明を求める。

教職員課長 提案理由、改正案等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：「疾病その他異常」とは、具体的にどのようなものか。

教職員課長：証明書の記載項目にはないものの、教員の職務に支障を来す疾病および身体の異常全般をいう。

委員長：身体以外の疾病等に関しては、現行の規則で何か規定はあるのか。

教職員課長：「身体に関する証明書」の中には、身体以外の疾病等に関する項目はない。ただし、教育職員検定では、人物についての審査もあり、ご質問のケースについては、人物検定の中で判断することになる。

水口委員：身長、体重といった項目は、なぜ残す必要があるのか。

教職員課長：学校保健安全法に基づく健康診断の必須検査項目に規定されており敢えて削除する理由がないため残している。

水口委員：実際の授業で色の判別が必要になる場面もあることを勘案すると、色覚検査が不要とは言い切れないのではないか。

教職員課長：現在も職業によっては、色覚検査が実施されているが、教員の場合は、大学等で免許教科に係る単位を修得できている以上、実習等の実践は問題なく行えると考えている。また、日常の教育活動の中で、もし、影響のありそうな場面があったとしても、本人は色覚異常であることを自覚しているので、適宜、必要な配慮を行えば問題ないと判断しており、教員採用や教員免許状の授与にあたっては、色覚については問題にしていない。

委員長 議案第60号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第60号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第61号 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について》

委員長 説明を求める。

教職員課長 提案理由、改正案等を説明する。

〈質 疑〉

水口委員：調整者が教育長になっている。調整は、第1次評定者と第2次評定

者との評定に大きな違いがあるときに必要である。ものすごく忙しい教育長が、寄宿舍指導員、実習助手を含めて調整者になると、実際は難しいと思う。第1次評定者が教頭、第2次評定者が副校長、調整者が校長というのならわかる。教育長が調整者では、現場の様子がわからないという問題が起こってくると考える。

教職員課長：現実的には、教育長がすべての職員に対して調整をするということではない。特に必要な場合について、第1次評定者、第2次評定者の意見を十分聞いた上で調整をするということになると思う。直接、本人を「見る」「知っている」という意味ではない。

水口委員：では、「第1次評定者、第2次評定者のどちらがどれだけ正しいか」ということを判断するということか。

教職員課長：ただ、そういう必要性が生じる場合は、極めて少ないと考える。

水口委員：第1評定者と第2次評定者をつくるというのは、そのあたりのことを重んじてつくられているはずである。

教職員課長：公正・公平に評定するとは思いますが、やはり校長一人で評定するだけでは十分な客観性は確保できない。

水口委員：そのこと自体は非常によいことと考える。

教職員課長：だから、複数でみて評定する方がよいだろうという判断である。

教育次長：小中学校においては、今、市町村教育長が調整者になっている。

現状では、校長と教育長の評定はあまりかわらない。課長が説明したように、特に、極端な評価があった場合について、この職員がどうして、この評定になっているかを確認しながら調整しているという意味である。

水口委員：形だけに終わるという気がする。

委員長：評定は、絶対評価、相対評価のいずれか。

教職員課長：勤務評定は絶対評価である。

委員長：調整は、第1評定者と第2次評定者の間のずれの調整というより、各学校間の絶対評価のバランスを調整する役割があると考えていたがどうか。

教職員課長：もちろん、その役割もある。

委員長：むしろ、それがメインだという気がした。特に、絶対評価はそれをやらないと正しい評価は行われぬ。現実、どうやっているかは、私どもにはうかがい知れないが、基本的に絶対評価でやっていて最終的に教育長が各学校間のバランスをきちんととるということになるという考えでよいのか。

教職員課長：そのとおりであるが、あるレベル以上の極端な場合にそうするということであり、少しの差を強いて調整するということではない。

委員長：この問題は今後、いろいろと教員の教育力向上のために重要な問題になるかと考えているので、我々もよく勉強したいと考えている。

筒井委員：副校長は評定者ではなかったということだが、本来、評定者のトレーニング等はどのように行ってきたのか。具体的に教えてほしい。

教職員課：「新しい教員評価」の試行の中で、研修を行ってきている。年度初めに実施している、すべての校長・副校長・教頭が参加する学校リーダー研修において、新しい教員評価の考え方に基づいた評価の方法について研修を実施している。また、「新しい教員評価」試行校32校を定めて、その試行校の管理職員を対象に年3回、評価の研修を行っている。その管理職員から近隣の学校へ、こうした考え方を広めてほしい旨、依頼している。さらに、市町村の教員評価担当者を年3回集めて、評価の研修も実施している。

委員長 議案第61号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第61号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第62号 県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則について》

委員長 説明を求める。
教職員課長 提案理由、改正案等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：副校長又は教頭が置かれていない学校の割合は、小中学校で何パーセントくらいか。

教育次長：パーセントはわからないが、そんなに多くない。3学級の小学校で生徒数が26人以下のときは教頭を置くことができる定数にならない。ただし、協議により、それ以下の学校でも教諭の代わりに教頭を置く場合がある。従って、2学級の学校で教頭を配置している場合もある。こうしたことから、教頭が置かれていない学校は限られている。10校程度ではないかと思う。

委員長 議案第62号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第62号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第63号 結核教職員審査委員規則を廃止する規則について》

委員長 説明を求める。

福利厚生課長 提案理由等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

委員長 議案第63号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第63号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第65号 文化財の指定の諮問について》

委員長 説明を求める。

教育文化政策課長 提案理由等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

委員長 議案第65号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第65号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項2 「新学校版環境ISO」について》

委員長 報告を求める。

学校政策課長、学力向上推進室長 取組内容等を報告する。

〈質 疑〉

委員長：「新学校版環境ISO」に移行する理由は何か。

学力向上推進室長：徳島県教育振興計画の数値目標では、平成24年度末の認証取得校数を220校としていたが、今年度末には231校が認定校となる予定であり、目標を達成する見通しとなっている。このような中、運営委員会においても、これまで校内での活動が中心であった「学校版ISO」の取組をステップアップし、学校と地域がより一層連携し、地域や学

校の状況に応じた環境学習を行う取組に進化させてはどうかとの意見があり、平成24年度より「新学校版環境ISO」に移行することを計画した。
委員長：一度「学校版環境ISO」の認定を受けた学校は、3年後も継続申請してくれているのか。

学力向上推進室長：ほぼすべての学校が継続申請をして取り組んでくれている。

佐藤（紘）委員：地域と一緒に取組を広げていくことは、良いことだと思う。家庭においても子どもの力は大きいと思う。家庭で子どもが取り組むことで、親も取り組むようになるのではないか。新聞などでも地域と連携した活動を多く取り上げており、この取組をずっと続けて行って欲しい。そしてこの取組が普通のことになるようにして欲しい。

委員長 報告事項1を了承する旨を告げる。

[非公開]

《議案第64号 平成23年度徳島県藍青賞の後期受賞者について》

《協議事項1 平成24年度当初予算案について》

《協議事項2 平成23年度2月補正予算案について》

(非公開につき、議事の内容については省略)

[閉会]

委員長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午後4時37分